

ご契約中のお客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より、消費税等（消費税及び地方消費税）の税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、消費税等相当額の増加分に対応するため、供給約款上の料金表（税込）を10月1日付けで、下記①から②へ改定させていただきます。

なお、2019年9月30日以前から継続して供給しているガスの料金であって、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に検針が行われて請求額が確定するものについては、改定前の消費税率に基づく料金表(下記①)が適用されます。

対象契約種別

ガス小売供給約款

変更の内容

- 下記のとおり「ガス小売り供給約款（錦ヶ丘プラン）」の一部を変更いたします。
（別表第3-1 適用する料金表 3.料金表A）

①変更前料金：旧料金表（税込）（消費税等の税率 8%）

	基本料金（円）	基準単位料金（円/m ³ ）
料金表A（0～8 m ³ まで）	972.00	390.96
料金表B（8～30 m ³ まで）	1,396.2240	337.9320
料金表C（30 m ³ 以上）	2,902.2840	287.7228

②変更後料金：新料金表（税込）（消費税等の税率 10%）

	基本料金（円）	基準単位料金（円/m ³ ）
料金表A（0～8 m ³ まで）	990.00	398.20
料金表B（8～30 m ³ まで）	1,422.08	344.19
料金表C（30 m ³ 以上）	2,956.03	293.051

各月に適用する料金表

10月検針分	経過措置が適用される場合（注1）	： ①の料金表
	上記以外の場合	： ②の料金表
11月検針分以降		： ②の料金表

（注1）消費税率の改定に関する経過措置は、「継続供給契約に基づき、2019年10月1日前から継続して供給しているガスに係る料金で、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの」に適用されます。この場合の料金には、2019年10月1日の引上げ前の消費税率が適用されます。

（注2）ご請求時の単位料金には、原料費の変動幅により原料費調整が反映されます。

※なお、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます。集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

- 契約変更年月日：2019年10月1日
- ・変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は下記事業所及びホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）
 - ・ **上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**
 - ・ご承諾いただきましたお客さまには、2019年10月1日より変更したガス小売供給契約に基づきガスを供給させていただきます。
 - ・上記変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、2019年9月30日までに、当社へご連絡願います。解約の手続きを取らせていただきます。

（ガス小売事業番号 C0119）

【連絡先】

仙台エルピーガス株式会社

TEL：022-254-2210

住所 仙台市宮城野区扇町6丁目4番20号

受付時間 8：30～17：30